

運航基準

本島～丸亀航路（ほんじま丸）

（フェリー用）

平成18年12月1日

令和4年10月1日

令和5年2月1日

令和 8年 2 月 2 日

本島汽船株式会社

運航基準

目次

第 1 章 目的	1
第 1 条 目的	1
第 2 章 運航の中止条件	1
第 2 条 発航の可否判断	1
第 3 条 基準航行の中止条件等	1
第 4 条 入港中止条件等	2
運航の可否判断の手順図	3
運航の可否判断等の記録	3
第 3 章 船舶の航行	3
第5 条 航海当直配置等	3
第6 条 運航基準図等	3
第7 条 基準経路	4
第8 条 速力基準等	4
第9 条 船長が甲板上の指揮をとるべき海域等	4
第10 条 特定航法	4
第11 条 通常連絡等	4
第12 条 連絡方法	5
第13 条 避泊地の選定等	5
第14 条 入港連絡等	5
第15 条 機器点検	5
第16 条 記録	5

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、本島～丸亀航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

<フェリー>

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
本島港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下
丸亀港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下
本島～丸亀海域上	洋上17m/s以上	洋上2.0m以上	500m以下

2 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の10分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

<フェリー>

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
本島港			
丸亀港			
本島～丸亀海域上	Windy・WN・海天気.jp	Windy・WN・海天気.jp	Windy・WN・海天気.jp

3 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

4 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合及び自社が加盟する地域旅客船安全協議会（三九会）の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

<フェリー>

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
本島～丸亀海域上	洋上17m/s以上	洋上2.0m以上	500m以下

2 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、担当船舶の航行中、當時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

<フェリー>

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
本島～丸亀海域上	Windy・WN・海天気.jp	Windy・WN・海天気.jp	Windy・WN・海天気.jp

3 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

4 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会（三九会）の会員又は構成員からの意見により、航行を中止すべき事実を把握したときは、航行を中止すること。

5 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けること。

- (1) 備讃瀬戸（丸亀広島北方沖合）
- (2) 備讃瀬戸 丸亀港

6 船長は、避泊後、直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、運航管理者（運航管理補助者）に報告すること。また、その後1時間毎に、その状況の変化を確認し、運航管理者に報告すること。

（入港中止条件等）

第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

<フェリー>

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
本島港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下
丸亀港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下

2 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、航行中の担当船舶の入港予定期刻30分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

<フェリー>

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
本島～丸亀海域上	Windy・WN・海天気.jp	Windy・WN・海天気.jp	Windy・WN・海天気.jp

- 3 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。
- 4 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会（三九会）の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。

（運航の可否判断の手順図）

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

（運航の可否判断等の記録）

第4条の3 運航管理者（運航管理補助者）及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速・視程及び波高）情報を含む。）、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌、陸上検査簿に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達する施設検査簿、発航前のおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時（航海日毎等）まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

第5条 次に掲げる配置は標準部署配置表に定めるところによる。

- ①（狭視界）出入港配置
- ②通常航海当直配置
- ③狭視界航海当直配置
- ④荒天航海当直配置

（運航基準図等）

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者（運航管理補助者）は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が運航管理者（運航管理補助者）と連絡を取るべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、第3条第1項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする

本島～丸亀航路

名 称	使用基準
常用基準経路	周 年

3 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者（運航管理補助者）と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議出来ないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者（運航管理補助者）に連絡するものとする。

4 運航管理者（運航管理補助者）は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該航路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は次表のとおりとする。

<フェリー>

速力区分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最微速	9.0ノット	290 r p m
	微 速	11.3ノット	310 r p m
	半 速	12.6ノット	354 r p m
	全 速	14.3ノット	411 r p m
航海速力		13.0ノット	370 r p m

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力などを記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならぬ。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 本島～丸亀航路海域中

常用基準航路の備讃瀬戸南航路・備讃瀬戸北航路、横断時

(特定航法)

第10条 船長は、海上衝突予防法・港則法・海上交通安全法等の法規を遵守することは当然であるが、各港における特定航法・港長公示事項・業者間協定を守らなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準航路上の（1）の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社の運航管理者（運航管理補助者）あて次の（2）の事項を連絡しなければならない。

ただし、異常のない場合は通常連絡を省略することが出来る。

(1) 各航路の中間地点

(2) 連絡事項

①通過地点名

②通過時刻

③天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④その他入港予定期刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者（運航管理補助者）は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者（運航管理補助者）との間で常時連絡を取るための通信手段は次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
①通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	携帯電話（ドコモ）
②緊急の場合	本社	携帯電話（ドコモ）

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者（運航管理補助者）は、船長と協議して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

(1) 丸亀港内

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地を選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者（運航管理補助者）は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報をもとめられた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊の方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者（運航管理補助者）に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港10分前になったときは運航管理者（運航管理補助者）に次の事項を引き続き連絡するものとする。

(1) 入港予定期刻

(2) 運航管理者（運航管理補助者）の援助を必要とする事項

- 2 前項の連絡を受けた運航管理者（運航管理補助者）は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
- (1) 着岸岸壁の指定
 - (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
 - (5) その他操船上の参考となる事項。

（機器点検）

第15条 船長は、入港着岸（桟）前に附近の安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第16条 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に気象状況（予報）、措置及び協議内容を記録するものとする。この記録は1年間保存するものとする。

-運航基準別添え1-

運航基準 別添え1

第3章 船舶航行

第5条 （航海当直配置表）に基づく配置表

本島～丸亀航路

使用船舶 ほんじま丸

（1）出入港配置

丸亀港出入港配置		本島港出入港配置	
配 置 場 所	配 置 船 員	配 置 場 所	配 置 船 員
船 橋	船長	船 橋	船長
船首樓 左舷側	一等航海士	船首樓 右舷側	甲板手又は甲板員
船尾樓 左舷側	甲板手又は甲板員	船尾樓 右舷側	一等航海士
機 関 室	機関長	機 関 室	機関長

（2）狭視界出入港配置

本島、丸亀、各港共（1）に同じ

（3）通常航海当直配置表

航路区間	航海当直責任者	操舵	船内巡視	機関部職員当直
本島～丸亀間	船長	一航士又は 甲板手	甲板手又は 甲板員	機関室＝ 機関室長又は一機士

（注）船内巡視員は船橋見張り兼務とする。

(4) 狹視界航海当直配置表

船 橋 指 捸	船 長
レーダー監視	一等航海士又は先任甲板手
操 舵	甲板手
船橋見張	甲板員
船内巡視	甲板手、甲板員
機関室当直	機関長又は一等機関士
機関操作	甲板手又は甲板員

(5) 荒天航海当直配置表

船 橋 指 捸	船 長
レーダー監視	一等航海士又は先任甲板手
操舵並びに見張	甲板手、甲板員
機 関 操 作	甲板手
機 関 室 当 直	機関長又は一等機関士
船 内 巡 視	甲板手又は甲板員

-運航基準別紙（1）-

<フェリー>

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	本島汽船株式会社
航路名	本島～丸亀

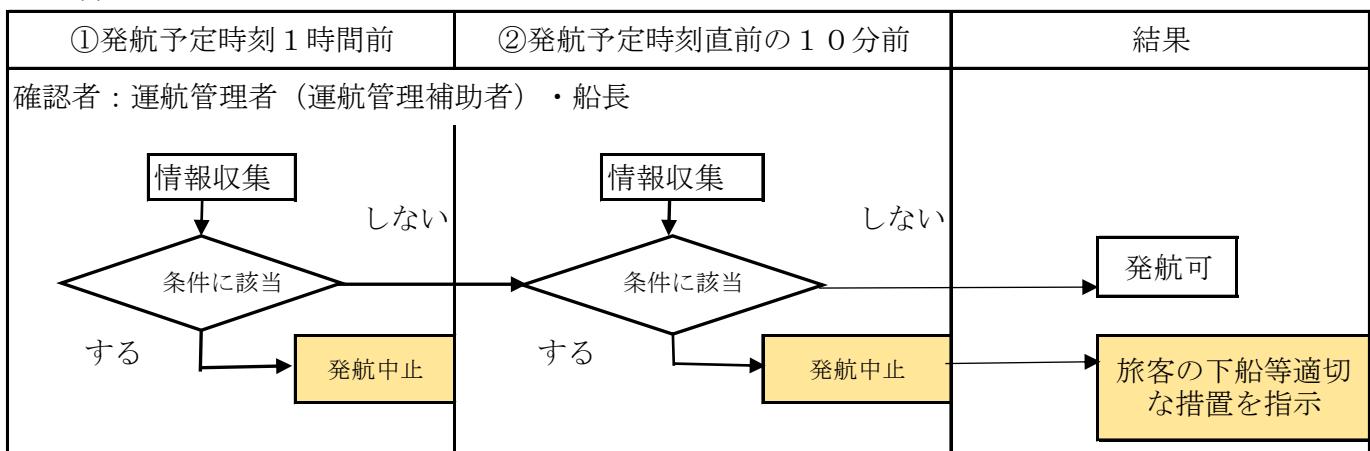
運航の可否判断の手順

1, 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

●発航中止条件（運航基準第2条）

港・地点名	発 航 中 止 条 件		
	風速	波高	視程
本島港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下
丸亀港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下
本島～丸亀海域上	洋上17m/s以上	洋上2.0m以上	500m以下

●手順

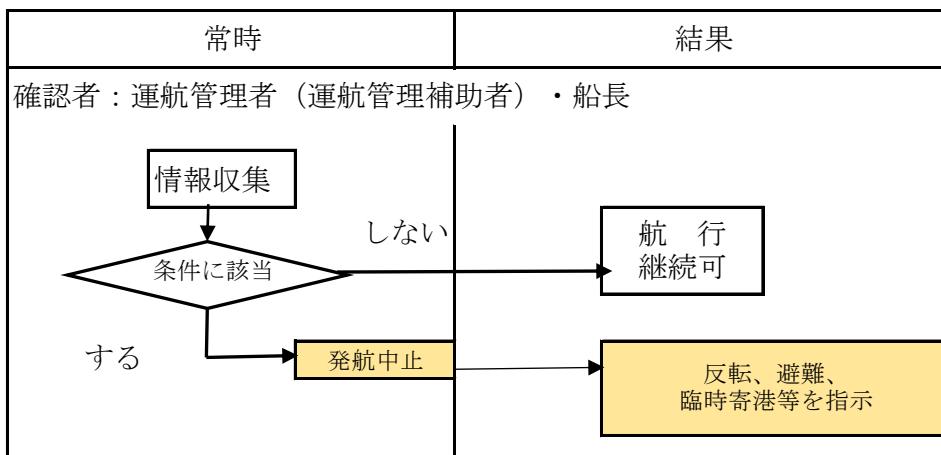


2, 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

●航行中止条件（運航基準第3条）

港・地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
本島～丸亀海域上	洋上17m/s以上	洋上2.0m以上	500m以下

●手順



-別紙1 (2) -

3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

●入港中止条件（運航基準第4条）

港・地点名	入 港 中 止 条 件		
	風速	波高	視程
本島港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下
丸亀港	港内15m/s以上	港内1.5m以上	500m以下

●手順

